

広報

# ながす

□発行 長洲町  
□編集 企画広聴課

No. 155

みなさん方の代表が  
熱心に審議を続けています

(第一回定例議会より)

日曜在宅医

4/1

四月三日 永原医院 (上 東) ⑧〇五五  
四月十日 浦島医院 (出 町) ⑧〇〇五〇  
四月十七日 池本医院 (上 東) ⑧〇五三七  
四月二十四日 原則として午前九時から午後五時まで往診はいたしません。

- ～おもな内容～
- ☆議会傍聴席 ..... (2)(3)
  - ☆町長選挙日程きまる ..... (3)
  - ☆交通事故の事後処理 ..... (4)(5)
  - ☆私の提言 ..... (6)
  - ☆お知らせ ..... (8)

題字 腹赤小4年 西林ゆきこさん

# 町長選挙

## 投票日は4月24日

### 告示は4月17日

(1) 住所以ては  
昭和五十二年一月十六日までに住民票が作成された者及び他今回登録されます。



『モシモシ』  
『ハイ。こちら110番』  
『火事です!』(あわてふためいている)  
『ええと、お宅はどこですか。こちらから消防署へ連絡しますからっ……』  
『わたしは山です。早く来てください』(ガチャッ)  
○確実に110番しましょう。そして、おちついて自分の場所を簡潔に、しかもはっきりいうこと。110番に電話する例は非常に多く、しかも、自分の所在地をはっきりいわないために消防車の到着が遅れることが多いといわれています。

○数分はかかる消防車 消防車は、電話したからといってアッという間に来るものではありません。最低6~7分はかかります。その間、イライラ、おろおろしてただ待つだけでなく、消火や避難など勇気ある行動につとめましょう。



いたずら電話は絶対にやめましょう。

長洲町第一回臨時議会は一月二十九日招集され、中逸町長の挨拶のあと、会期二十九日(一)日)を決め、ただちに会議にはいった。結果は次の通り、計補正予算(第四号)

## 六月までの暫定予算など決める

教育委員には

再び黒田健児さん

町有財産の無償貸付について  
(可決)

大字清源寺字姫ヶ浦地先(総合レクセントー用地)を財団法人ブルーシーン・アンド・グリーンランド財団(会長、笛川良一)へ貸付け(無償)、長洲海洋センターが出来る予定である。

長洲町総合レクリエーション及び終末処理場用地造成工事の請負契約の変更について

(可決)

米飯学校給食の実施に関する請願

(文教厚生常任委員会附託)

長洲町第一回定期議会は三月十一日招集され、中逸町長の挨拶、浦田議長から閉会中の諸報告があつたあと、会期を三月十日から三月十九日までの九日間と決定、ただちに会議にはいった。結果は次の通りである。

一般廃棄物(し尿)収集手数料改正に関する陳情

(文教厚生常任委員会附託)

米飯学校給食の実施に関する請願

(文教厚生常任委員会附託)

長洲町総合レクリエーション及び終末処理場用地造成工事の請負契約の変更について

(可決)

米飯学校給食の実施に関する請願

(文教厚生常任委員会附託)

▲公共工事の前払制度早期実施方について陳情

(総務常任委員会附託)

▲永江区の道路改良事業について陳情

(可決)

昭和五十一年度長洲町一般会計補正予算(第四号)

(可決)

合レクセントー用地)を財団法人ブルーシーン・アンド・グリーンランド財団(会長、笛川良一)へ貸付け(無償)、長洲海洋センターが出来る予定である。

大字清源寺字姫ヶ浦地先(総合レクセントー用地)を財団法人ブルーシーン・アンド・グリーンランド財団(会長、笛川良一)へ貸付け(無償)、長洲海洋センターが出来

る予定である。

大字清源寺字姫ヶ浦地先(総合レクセントー用地)を財団法人ブルーシーン・アンド・グリーンランド財団(会長、笛川良一)へ貸付け(無償)、長洲海洋センターが出来

コントロール	野球場	運動場	区 分		夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
			単位	日		
一面	一面	一面	町内者	半日	日	日
"	"	無料	町外者	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円
五〇〇円	五〇〇円	二、〇〇〇円	一時間まで	一時間まで	三十分増すごと	三十分増すごと
		一、〇〇〇円	三十分増すごと	三十分増すごと	一時間まで	三十分増すごと
		三、〇〇〇円	一時間まで	一時間まで	三十分増すごと	三十分増すごと
		一、五〇〇円	三十分増すごと	三十分増すごと	一時間まで	三十分増すごと

## 議会傍聴席

▲長洲町教育長の給与等に関する条例の一部改正について  
(可決)

町長給与改正額  
(現行三十四万円)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

助役  
二十六万一千円

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

教育長給与改正額  
(現行十九万三千円)

良事業の実施に伴う経費の賦課の基準並びに徴収の時期方法の変更について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の定数条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の定数条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

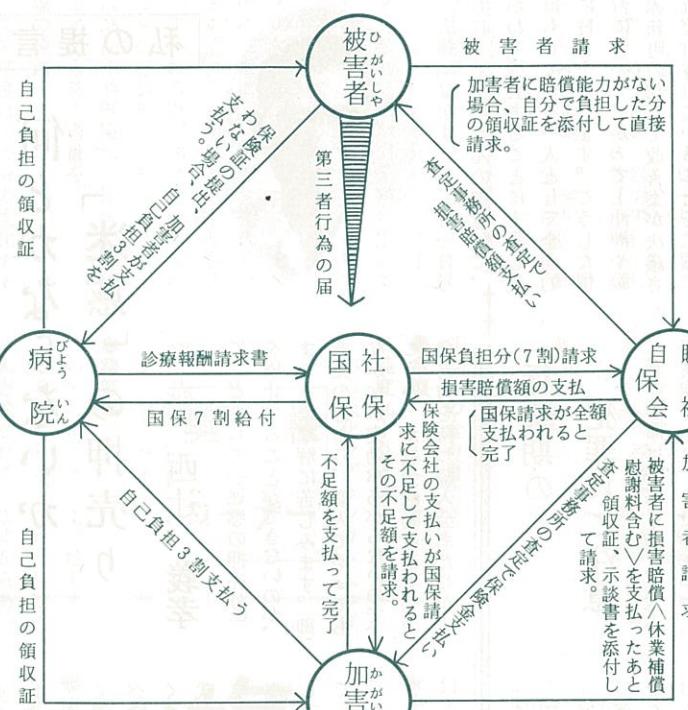
▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)

▲長洲町教育委員会委員の任命について  
(可決)

長洲町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(可決)



## 1 入学(園)する前に

- (1) 学校(園)までの通学(園)路を確実に子どもに知らせ、実際に歩いてみましょう。
- (2) 道路の歩き方、横断歩道の渡り方、信号の見方等について現場で具体的に教えておきましょう。
- (3) 通学(園)用の服装、用具等は学校(園)の指示するものを用い、あらかじめならしておきましょう。

## 2 登校(園)する時に

- こどもは心が動搖しやすいのでつぎのことについて常に注意しましょう。
- ・叱らない
  - ・忘れものをさせない
  - ・ちくをさせない
- (1) 始業前10分には到着するよう習慣づけるため少し早めに起床させましょう。
  - (2) 「3ない」に注意し、心にゆとりを持たせましょう。
  - (3) 服装、用具は身軽に行動できるよう心がけましょう。

## 3 帰宅したら

- (1) 帰ったことを必ず知らせるように習慣づけましょう。
- (2) 外出するときは、行先、場所、友だちの名前などを親に知らせるようにしつけましょう。
- (3) 遊び場や外出する範囲を示し、安全な遊びをするようにしましょう。
- (4) 自転車に乗る時は安全な場所を選ぶようにしましょう。



- ◎すぐ警察へ届ける  
◎必ず医師の診断をうける。  
◎自分で事故の状況、現場を記録する。  
◎相手の住所、氏名、勤め先と雇主を確認する。

## だれに相談するか。

- ◎長洲町役場総務課交通係 (電話⑧3111)。  
◎熊本県庁内1階・交通事故相談センター。
- ①救助費・社会通念上、必要かつ妥当な実費とします。  
②治療関係費・病院治療いざいの経費。  
③親者または他の者の看護料・1日につき2千円。立証資料があれば2千円から7千円まで。

## 傷害の場合

- ◎入院中の諸雜費・入院1日につき90日までは400円。90日以上は300円です。  
◎通院または自宅療養中の諸雜費・社会通念上必要かつ妥当な実費とします。  
◎慰謝料・1日につき2300円とします。立証資料等により2100円を超える場合は、7千円を限度としてその実額とします。  
◎慰謝料・1日につき2300円とします。慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で認めます。

- 後遺障害による損害  
①逸失利益・14級(56万円)、1級(1500万円)。  
収入月額×12カ月×労働能力喪失率×就業可能年数。  
②慰謝料・14級(23万円)、1級(600万円)。

## ひきにげなどの場合の補償

ひき逃げされた場合や無保障車にひかれた場合は、法律によって政府が補償します。被害者の請求はどこに損害保険会社でも受けられます。(左図参照)



示談書	
被 告 者(甲)	氏 名
加 告 者(乙)	氏 名
自動車保有者(丙) A 株式会社	
1. 事故の日時.....	
2. 事故の場所.....	
3. 車種及び番号.....	
4. 事故の内容.....	
5. 示談内容 (1) 金額 万円 (2) 支払方法 (3) (甲氏名)は上記のほか、本件に関し今後いっさいの請求をしない。	
昭和 年 月 日 住 所 (甲) 氏 名 住 所 (乙) 氏 名 住 所 保有者(丙) A 株式会社 上記代表取締役 氏 名	

かし次の事項だけはおとさず記載しないと後日問題になることがあります。  
①当事者名。②事故の日時、場所③加害車両の名称、番号。④事故の状況。⑤示談の内容、支払方法⑥作成年月日。

よく注意したい点  
①損害の見通しも十分たたないうちに示談はしない。  
②未成年者の場合は親権者の示談をします。

よく注意したい点  
①損害の見通しも十分たたないうちに示談はしない。  
②未成年者の場合は親権者の示談をします。

- △仮渡金・傷害の程度に応じて  
さしあたっての  
費用はどうするか

- △示談書について  
示談書の形式は自由です。し

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## 死亡による損害

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## どんな損害を請求できるか

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- △死亡による損害  
①葬儀費・(25万円)。立証資料により明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

交通事故にあつたら  
まずどうするか

◎自動車保険請求相談センター  
(熊本市水道町15-22農専ビル)  
6階自動車保険料率算定会自賠

賠償請求は  
だれにするのか  
△加害者。△雇主。△運行供  
用者△未成年の親

△被害者。△相談人。△父母、子  
配偶者△扶養されている親族。

△被害者。△相談人。△父母、子  
配偶者△扶養されている親族。

# 私の提言

## 何とかならないか 「迷惑」の押売り



広報ながす

昭和52年4月1日

腹赤 西辻 義孝

掲載、栄文子さんの御意見に、かねて機会あるごとに主張し説得もしている一人として全面的に賛意を表します。こうした慣習について、かつて上沖洲や腹赤新町の部落で改善案が決議され実行されていることを広報で拝見して、まことにうらやましく思っていました。

実は、わが腹赤の部落においても、お産見舞の返礼廃止が総会において決議されたにもかかわらず、一〇〇%実行されないからです。栄さんの御意見はまったくその通りで、これ以上何も補足することはありません。このような意見が、日常の会話のなかにうるさいほど交わされているの

心となって、運動を推進してはいかがでしょうか。しかし、私は古い習俗がすべて無用だとは申しません。廃すくまで残す、これが私たちの世代に課せられた義務だと思います。したがって、何を残し何を廃止することができないのか、まことに理解に苦しみます。御意見のとおり、個人でやってもなかなか実効があがらないので、こういった社会活動に最も強い発言力を持つ婦人会あたりが中

はどうかと思います。

度を活用して救済措置を講じ、社会一般における体育、スポーツ活動等の普及振興に寄与することを目的として、スポーツ全協会傷害保険制度があります。この制度のあらましは

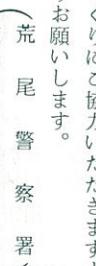
## (一) 第一種

社会教育団体を対象(例、学

## スポーツ安全協会

## 加入しましょう

## 傷害保険に



(荒尾地区防犯協会連合会)

荒尾警察署

春の季節は子供さん方の進学、卒業期であり、また一年中でもっとも楽しい行楽期でもあります。そこで、この季節には少年非行や盗難及び暴力事件その他の各種の事故が多発しますので、警察や防犯協会においては、四月一日から四月三十日までの間「春の防犯運動」を行うことになりました。

市民の皆さん方におかれましては、忙しくても親子の対話を忘れずに

## (二) 第二種

運動競技を行うことを目的と

して組織されたアマチュアス

ポーツ団体で高校、高専、大

学生等の学生、生徒、官公庁、

会社等の社会人により構成さ

れた体育部、競技部、運動ク

ラブ等の団体を対象とします。

昭和五十二年四月一日午前〇

時より昭和五十三年三月三十

時午後十二時までです。

昭和五十二年四月一日以降の

申込は加入手続完了の翌日か

ら有効ですが、終期は昭和五

十三年三月三十一日午後十二

時です。

四加入受付期間

昭和五十二年七月三十一日まで

です。

加入希望の団体の方は中央公

民館までお問い合わせください。

(2) 保険料及び保険金額  
被保険者1名につき次のとおりです。

区 分	保険料	保 险 金 額			
		死亡、後遺障害保険金	医療保険金	入院	日額
第1種	300円	3,000,000円	1,000円	1,500円	
A	4,800円	3,000,000円	1,000円	1,500円	
B	2,800円	3,000,000円	1,000円	1,500円	
C	1,200円	3,000,000円	1,000円	1,500円	

広報ながす編集部では皆さんからの建設的な意見を待っています。  
どしどしご寄稿ください。

☆長洲町婦人会より不用品完却益金を長洲町社協運営資金として戴きました。

△加入希望の団体の方は中央公民館までお問い合わせください。

△一日午後十二時までです。

△昭和五十二年三月一日から和五十二年七月三十一日までです。

△保険期間

広報ながす

昭和52年4月1日

誕生

## みんなの消息

2月6日から

ご結婚

(浜田正巳)

(長塩洲)

3/3

(米井あけみ)

(長塩洲)

3/3

(馬場廣幸)

(清源寺)

3/3

(村山貴美子)

(荒尾市野)

3/3

(北島貴美子)

(荒尾市)

3/3

(石橋八重美)

(長洲)

3/3

(吉川幸子)

(宮野)

3/3

(池田康孝)

(宮野)

3/3

(伊藤秋義)

(上沖洲)

3/3

(坂田志明)

(大津町)

3/3

(稻田直美)

(荒尾市)

3/3

(前上孝良)

(岱明町)

3/3

(松本直美)

(長洲)

3/3

(福田美穂子)

(上沖洲)

3/3

(坂田和子)

(大津町)

3/3

(小澤志明)

(長洲)

3/3

(稻田直美)

(荒尾市)

3/3

(前上孝良)

(岱明町)

3/3

(坂田和子)

(大津町)

3/3

(坂田和子)&lt;/

